

令和 7 年 9 月 2 日
保 健 福 祉 政 策 部
保 健 福 祉 政 策 課

定額減税を補足する給付金（不足額給付）における
一部対象者の支給額算定誤りについて

1 主旨

令和 7 年 2 月 5 日及び令和 7 年 5 月 22 日に福祉保健常任委員会で報告した定額減税を補足する給付金（不足額給付）の実施について、一部対象者の支給額算定誤りが発生したため、経過と対応状況等について報告する。

2 概要及び経過

(1) 概要

定額減税を補足する給付金（不足額給付金）の支給額算定の基となる令和 6 年度住民税の定額減税前所得割の算定において、配当割額控除及び株式等譲渡所得割控除が反映されていないことが判明した。

このことに伴い、不足額給付 1 の対象者判定に変動が生じ、該当者に対して以下の対応を行った。

(2) 本件にかかる経過

日時	内容
令和 7 年 7 月 15 日	プッシュはがきを発送
7 月 24 日	区民からの問合せにより支給額算定誤りの発覚
7 月 24 日～ 7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・税関係データ所管である財務部課税課と原因究明開始 ・不備のあった令和 6 年度住民税定額減税前所得割額データの再抽出 ・正しいデータに基づく支給額の再算定 ・該当者のうちプッシュはがき対象者（種別⑦①）の支給中止対応 ・該当者のうち確認書対象者（種別②④）の発送中止対応の後、確認書発送
8 月 4 日	プッシュはがき対象者あてお詫び文の送付
8 月 7 日	プッシュはがき対象者への支給 (種別⑦の方への正しい支給額による支給も同日に実施)
8 月 15 日～	<p>事務処理において、支給額算定誤りへの対応に一部漏れがあったことが発覚。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しいデータに基づく支給額の再算定 ・確認書対象者（種別③'）の支給の中止 ・③'～④' の影響範囲の特定と各対象者への対応方針策定及び対応準備
8 月 20 日	該当者のうち確認書対象者（種別④'）への確認書送付

3 影響範囲と対応

	不足額給付 1	該当者数	対応		種別
プッシュはがき 対象者数 約 17,000 人	対象 (支給額増額)	81 人	65 人	8/4 お詫び文を送付のうえ、 8/7 正しい支給額にて支給済。	⑦
			16 人	増額分を追加支給予定。	⑦'
	対象→対象外	247 人	212 人	8/4 お詫び文を送付。 ※不足額給付 2 の対象者(56 名) または対象候補となる方(21 名) にはその旨あわせてご案内。	①
			35 人	8/7 に支給済み。返還依頼や不足 額給付 2 への対象変更等対応予 定。	①'
確認書 対象者数 約 65,000 人	対象外→対象	116 人	87 人	8/20 確認書を送付。	⑦
			29 人	確認書を送付予定。	⑦'
	対象 (支給額増額)	48 人	40 人	当初確認書の送付を中止し、 8/20 正しい支給額の確認書を送 付。	⑨
			8 人	当初確認書を送付済み。お詫び 文を送付し、正しい支給額にて 支給予定。	⑨'
	対象→対象外	402 人	309 人	当初確認書の送付を中止。 ※一部問い合わせをいただいた方には個別対応。	⑧
			93 人	当初確認書を送付済み。お詫び 文を送付予定。	⑧'

4 事故原因及び再発防止に向けた取り組み

(1) 事故原因

本事業における各種必要項目の抽出は、データ保有課である課税課及びベンダーとともに、令和 7 年 1 月より稼働した国が定める標準仕様書に基づく税務標準準拠システムにより実施した。今回の事故につながった「令和 6 年度住民税の定額減税前所得割」としては、「定率控除前所得割額」の項目が該当するものと調整のうえ抽出を行ったが、本項目は必要な控除を適用する前段階の項目であったため、結果的に本事業には不適当なデータであった。原因は以下のとおりと認識している。

- ①区の関係者間及びベンダーに本制度にかかるデータ抽出のための項目の理解と共通認識が不足していたこと。
- ②課税課の当初賦課事務による繁忙とも重なり、区及びベンダーのシステム移行後のシステム設計書の確認や、本番実施前のテストデータによる検証が不足していたこと。

(2) 再発防止に向けた取り組み

データ抽出業務が事業実施の根幹となることを再認識し、正確なデータ抽出ができるよう、以下により体制構築を行う。

- ①データ保有課及びベンダーと連絡会を実施し、制度に応じた項目の意味や適用条件を明確に共通理解し、データ抽出の習熟度を上げる。また、作業の実施にあたっても、関係所管等による確認を徹底する。
- ②システム移行やシステム変更が重なる場合は、人的リソースの配分を考慮し、データ保有課及びベンダーとともに新旧システムの比較や検証を確實に実施する。

5 その他 住宅耐震改修特別控除等の不足額給付金への適用について

(1) 概要

令和6年分所得税確定申告において、「住宅耐震改修特別控除等（※1）」を申告された方のうち、電子申告以外の方法（※2）により申告した場合は、区への連携が漏れている可能性があることが区民からの問合せにより発覚した。本控除を申告された方のうち、不足額給付金の支給額に影響がある方を特定することが困難なため、以下の方法により広報し、該当する区民に申請を呼び掛ける。

※1 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除

※2 手書きまたはP C等により作成し、印刷したもの

(2) 原因

確定申告データは、税務署から区に画像データと数値データが連携される。画像データを全件確認することは現実的でないことから、数値データを活用しているが、区に連携される時点で本項目に適切な数値が入力されていない場合がある。住宅耐震改修特別控除等は、所得税のみ適用される控除であり、住民税では適用されない項目のため、区では積極的に収集していない。不足額給付金は、区が入手した住民税情報を基に所得税を推計計算して支給額を算定するため、所得税独自の項目を入手することが困難である。

参考：令和7年度住民税の基となる令和6年分所得税確定申告件数は約30万件。

うち約75%は電子申告であり、電子申告以外の方法による申告は約7万件。

(3) 周知方法

①区HPへの掲載

8月25日からHPに掲載し、発覚後速やかに周知を図った。

②コールセンターへの問合せ対応

不足額給付金コールセンターに制度を周知し、支給額等に疑義を抱いた方からの問い合わせを拾い上げられるよう対処している。

6 参考資料

令和7年5月22日付福祉保健常任委員会報告資料

「定額減税を補足する給付金（不足額給付）の手続き方法について」

<参考資料>

令和7年5月22日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

定額減税を補足する給付金（不足額給付）の手続き方法について

1 主旨

令和7年2月5日に福祉保健常任委員会で報告した「新たな経済対策に基づく低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付金（不足額給付）の実施について」のうち、定額減税を補足する給付金（不足額給付）の手続き方法について報告する。

2 手続き方法

(1) 国が示す不足額給付の実務イメージ

別紙1のとおり

(2) 区における対応

国が示す給付実務イメージに沿い、以下のとおり対応する。

①不足額給付 1

<支給対象者>

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が生じる方

<手続き方法>

ア 令和6年1月1日から令和7年1月1日まで継続的に世田谷区に居住している方

(ア) 当初調整給付を支給対象者本人の口座で受給したが、なお不足がある方

支給のお知らせ（以下「プッシュはがき」という。）を送付し、原則手続き不要で支給する

(イ) 当初調整給付を受給していない方（当初調整給付対象外者含む）

確認書を送付し、対象者からの申請に基づき支給

イ 令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に世田谷区に転入した方

住民税システムからの対象者抽出が困難なため、対象者からの申請に基づき支給

※申請受付開始は（2）①ア（イ）と同時期を予定

②不足額給付 2

<支給対象者>

専従者（※）又は合計所得金額48万円超かつ、所得税額及び住民税所得割額ゼロの方で、低所得者向け給付（R5非課税給付等又はR6非課税給付等）対象世帯の世帯主及び世帯員に該当していない方

※青色（又は白色）申告を行う事業主の元で働き、給与を受けている配偶者又は親族

<手続き方法>

住民税システムからの対象者抽出が困難なため、対象者からの申請に基づき支給

※申請受付開始は（2）①ア（イ）と同時期を予定

3 区民周知方法

（1）共通

区のおしらせ、H P、X、L I N E等を用いて、広く広報を行う。

（2）不足額給付2

（1）に加えて、区内三税務署及び経済産業部と連携を図り、対象者に関連する区内団体（税理士会、青色申告会、産業団体等）に対し情報提供を行い、会員向け周知を依頼する。

- ・税理士会：会員向けの会報に申請案内チラシを同封
- ・青色申告会：会員向けの会報への記事掲載又は会報に申請案内チラシを同封
- ・産業団体：事業者向けメールマガジン「BizBuzz せたがや」にて申請案内を配信

4 今後のスケジュール（予定）

	不足額給付1	不足額給付2
令和7年6月下旬	区ホームページに詳細スケジュールを掲載	
7月中旬	区のおしらせに記事を掲載 「プッシュはがき」送付	
7月末頃	確認書送付 転入者申請受付開始	申請受付開始 関連団体への広報を開始 (7月末～9月末)
8月上旬	プッシュはがき対象者へ支給	
8月中旬	確認書送付対象、転入者支給開始	支給開始
10月末日	申請期限	
12月末日	コールセンター閉設	
令和8年1月	実績報告	

5 参考資料

令和7年2月5日付福祉保健常任委員会報告資料

「新たな経済対策に基づく低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付金（不足額給付）の実施について」

別紙1 国の示す不足額給付の実務イメージ

※令和7年3月19日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室
「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（3/19時点版）」より抜粋

不足額給付の給付実務イメージ等について①

【実施主体、実施主体決定日】

- 不足額給付の実施主体は、支給実務の円滑化等に資するよう、令和7年度個人住民税課税団体とする。
- 令和7年度個人住民税課税団体の決定日は、個人住民税の賦課期日である令和7年1月1日。
- 不足額給付額算定の基礎となる、課税情報を課税台帳等から抽出（把握）し、不足額給付額算定等の事務処理を進める目安となる日となる事務処理基準日は、令和7年6月2日。

【市区町村における給付実務イメージ】（基本パターン）

- (0) 賦課期日における実施主体決定（令和7年度個人住民税課税団体）
- (1) 令和6年度分個人住民税分控除不足額の把握（不足額給付時調整給付所要額）

令和6年度住民税課税台帳より、当初調整給付の事務処理基準日以降の税額修正・扶養是正等も含めた令和6年度分個人住民税所得割納税義務者の抽出、個人住民税所得割額、扶養親族等の把握
→税システムより情報抽出。令和6年度分個人住民税を把握していない者（転入者等）については申請方式含め別途対応
- (2) 令和6年分所得税分控除不足額の把握（不足額給付時調整給付所要額）

確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等により、令和6年分所得税分控除不足額「控除外額」（必要に応じ、所得税額、扶養親族等）等の把握
→所得税分控除不足額の把握方法により選んだ手法（P17参照）により把握
- (3) 当初調整給付額（当初給付時調整給付所要額）等の把握

当初調整給付支給台帳（リスト）により、当初調整給付支給対象者、当初調整給付額、振込先口座情報等の把握
→当初調整給付の給付金システムより把握。把握できない者（転入者等）については申請方式含め別途対応
- (4) 不足額給付額の算定

不足額給付時点における「(1)令和6年度分個人住民税所得割分控除不足額」及び「(2)令和6年分所得税分控除不足額」に基づき「不足額給付時調整給付所要額（※(1)+(2)を1万円単位に切上げ）」を算出。
「不足額給付時調整給付所要額」－「(3)当初調整給付額」>0となる給付対象者・給付額のリストを作成
→(1)～(3)の情報をインプットファイルとして作成し、当初調整給付同様に、「不足額給付のための算定ツール」において算定可能とすることを検討中
- (5) 給付同意・振込口座の確認書の郵送又はオンライン申請開始・振込手続

※なお、自治体の実情（自治体実務や住民利便性等）に応じて「申請型」で対応することも差し支えない。

不足額給付の給付実務イメージ等について②

【令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合（令和6年時非居住者含む）】

- 令和7年度課税団体は、当初調整給付関係情報を保有していないため、プッシュ型（支給確認書方式・お知らせ方式）での対応が困難。
- このため、令和6年中に転出された方であって給付対象となる方※は、令和7年度課税団体に対し、以下の書類を添えて申請書とともに申請。

（※①令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方、②子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加した方、③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方、などが給付対象となる可能性あり。）

 - ・当初調整給付金支給確認書等（当初調整給付額及び算定過程の所得税分控除不足額（R6推計額）、個人住民税控除不足額（R6実績）を含んだもの）
 - ・所得税分控除不足額（R6実績）がわかる資料
令和6年分の源泉徴収票（確定申告していない旨の誓約（申請書））、令和6年分の確定申告書など
 - ・住民票（令和7年1月1日以降にさらに転居があった場合） 等
→「不足額給付時調整給付所要額」－「当初調整給付額」が>0となることを確認

【専従者又は合計所得金額48万円超であって所得税額及び個人住民税所得割額ゼロの場合】

- 当該者は必要書類の提示が必要なため、プッシュ型（支給確認書方式・お知らせ方式）での対応ができない。
- このため、令和7年度課税団体に対し、以下の書類を添えて申請書とともに申請。

※自治体で把握できる情報については提出不要とすることも可能

 - ・申請者の令和6年分源泉徴収票又は令和6年分確定申告書 （所得税額の把握）
 - ・申請者の令和6年度税額決定通知書 又は 令和6年度（非）課税証明書 （個人住民税所得割額の把握）
 - ・事業主の令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書 （青色、白色事業専従者の把握）※専従者のみ
 - ・住民票の写し（世帯全員） （世帯員の把握）
 - ・世帯全員の令和5年度及び令和6年度課税証明書 （世帯全員の税額の把握）
 - ・低所得世帯向け給付及び当初調整給付を受給していない旨の確認書 （受給が判明した際返還する旨の確認書）

→「所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ」かつ「税制度上、扶養親族等から外れてしまう」かつ「低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない」との給付要件を満たすことを確認

※なお、自治体の実情（自治体実務や住民利便性等）に応じて、対応可能な場合には「プッシュ型」で対応することも差し支えない。

参考資料

令和 7 年 2 月 5 日
保健福祉政策部
保健福祉政策課

新たな経済対策に基づく低所得世帯への給付及び定額減税を補足する給付金 (不足額給付) の実施について

1 主旨

令和 6 年 1 月 22 日に国が閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援給付を実施する方針が示された。これを受け、令和 6 年度住民税非課税世帯への給付を実施する。

また、令和 6 年 1 月 17 日付成立した国の令和 6 年度補正予算において、「給付金・定額減税一体措置（令和 5 年度経済対策）」に基づく給付金に係る予算が追加計上されたことを受け、令和 6 年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付（以下「当初調整給付」という。）に不足のあることが判明した方等へ定額減税を補足する給付金（不足額給付）（以下「不足額給付」という。）を実施する。

2 令和 6 年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

（1）事業概要

① 住民税非課税世帯への給付

ア 支給対象世帯

以下全ての要件を満たす世帯。

（ア）令和 6 年 1 月 13 日（以下「対象世帯抽出基準日」という。）に世田谷区に住民登録があること

（イ）世帯全員の令和 6 年度分の住民税均等割が非課税であること

（ウ）住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと

（エ）租税条約による住民税の免除を届け出している方がいないこと

イ 支給対象世帯数（見込み）

約 99,000 世帯

ウ 支給額

1 世帯あたり 3 万円

エ 支給方法

（ア）アに掲げる支給対象世帯のうち、以下いずれかの給付金事業（以下、「過去給付金」という）にて給付実績のある世帯の場合

- ・ 令和 5 年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（追加給付分／7 万円）
- ・ 令和 5 年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯への加算分）

- ・ 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金
- A 世帯主に対し、支給のお知らせ（以下、「プッシュはがき」という）を送付する。
- B 指定する期限までに支給要件非該当の連絡又は受給拒否の意思表示がない世帯主に対し、給付実績のある世帯主の本人口座にプッシュ支給を行う。
- (イ) アに掲げる支給対象世帯のうち、過去給付金にて給付実績のない世帯の場合
- A 区が支給対象世帯を抽出し、世帯主に対し、確認書兼申請書を送付する。
- B 支給要件を満たすことを世帯主本人が確認書兼申請書で確認、署名のうえ、振込口座を記入して返送させる。
- C 返送された確認書兼申請書を審査し、指定の振込口座に支給する。
- (ウ) 支給対象世帯に該当する世帯であることを区が把握できない場合
- A 税の申告内容の変更により新たに住民税非課税世帯となった場合、区が対象であることを把握できない場合は、本人からの申出により確認書兼申請書を送付する。
- B 支給要件を満たすことを世帯主本人が確認書兼申請書で確認、署名のうえ、振込口座を記入して返送させる。
- C 返送された確認書兼申請書を審査し、指定の振込口座に支給する。

② こども加算分の給付

ア 支給対象世帯

上記（1）①住民税非課税世帯への給付の対象要件を満たす世帯のうち、基準日時点で世帯員に加算対象となる児童（以下、「加算対象児童」という。）を含む世帯。なお、加算対象児童の範囲は以下のとおりである。

- ・ 対象世帯抽出基準日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ・ 対象世帯抽出基準日から区が定める期間までに生まれた新生児
- ・ 支給対象世帯と別世帯だが、支給対象世帯の世帯主または世帯員と生計を同一にしていると認められる児童

※ 例外的に、対象としない児童

- ・ 児童本人が世帯主である児童
- ・ 施設に住民票を移していない施設入所児童

イ 加算対象児童数（見込み）

約8,600人【約5,600世帯】

ウ 支給額

加算対象児童 1人あたり 2万円

エ 支給方法

上記①住民税非課税世帯への給付による支給の際、こども加算分の金額を上乗せする。

(2) 実施主体

基準日時点の住民票所在市町村（特別区を含む）

3 不足額給付

(1) 事業概要

①不足額給付 1

ア 支給対象者

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が生じる方（定額減税及び当初調整給付については、別紙参照）

【給付対象となりうる方の例】

- ・令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- ・子どもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- ・当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方

イ 支給対象者数（見込み）

約8万人

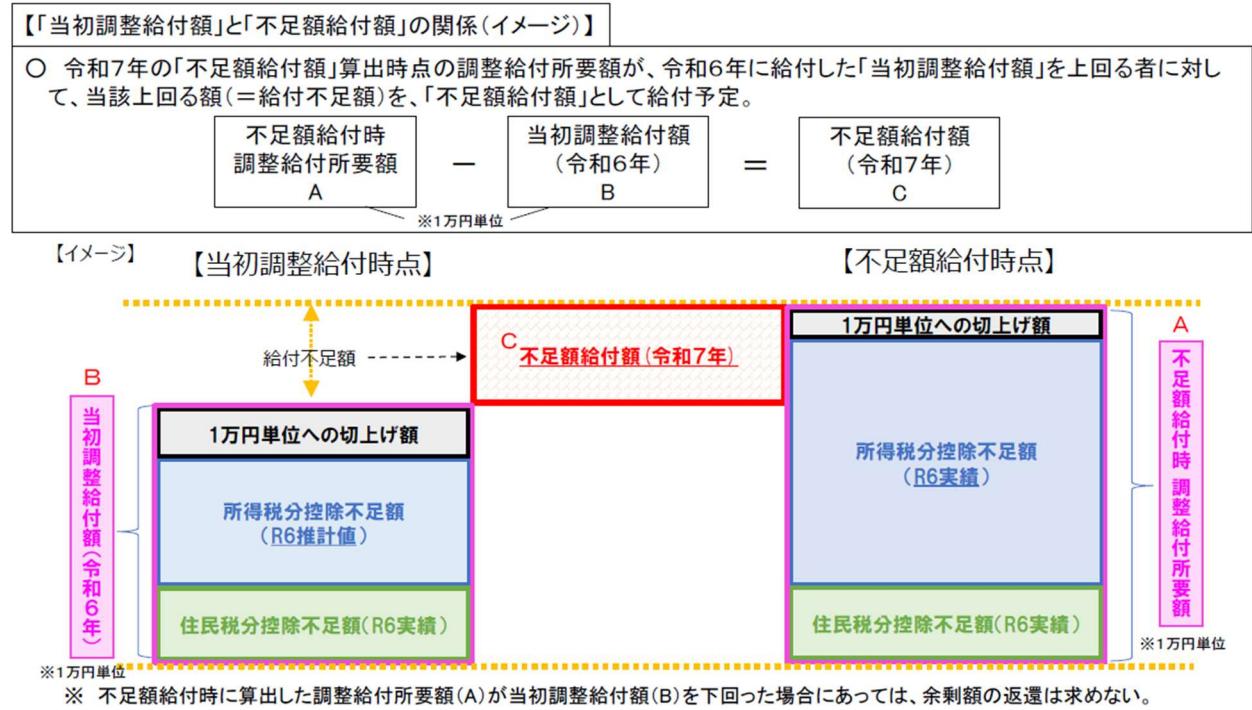
※国の交付金制度要綱の計算式を参考に算定

ウ 支給額

不足額給付額算定期点における本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に生じた差額を1万円単位で切り上げて算定した額

【支給額イメージ】

※令和6年12月17日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室
「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（12/17時点版）」より抜粋



②不足額給付 2

ア 支給対象者

個別の書類の提示（申請）により給付要件（※）を確認して給付する必要がある方

※以下のいずれの要件も満たす方

- ・所得税及び個人住民税所得割とともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（扶養親族等としても定額減税対象外）
【例】青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方
- ・低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）
対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

イ 支給対象者数（見込み）

約1万人

※国の交付金制度要綱の計算式を参考に算定

ウ 支給額

原則4万円

(2) 実施主体

住民税課税市町村（特別区を含む）

(3) 実施主体決定日及び事務処理基準日

実施主体決定日 令和7年1月1日

事務処理基準日 別途国から通知予定

4 各給付の支給額及び事務経費（見込み）※重点支援地方交付金の交付対象

(1) 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

低所得世帯に対し速やかに給付するため、令和7年1月20日に地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行った。

補正予算 3, 545, 994千円

(内訳) ①住民税非課税世帯への給付	2, 970, 000千円
②子ども加算分の給付	172, 000千円
③事務経費	403, 994千円

特定財源（重点支援地方交付金） 3, 403, 500千円

(内訳) ①住民税非課税世帯への給付	2, 970, 000千円
②子ども加算分の給付	172, 000千円
③事務経費	261, 500千円

(2, 500円×104, 600世帯：上限額)

(2) 不足額給付

令和7年第2回臨時会（第6次補正予算）に提案する。

補正予算 2, 419, 771千円

(内訳) ①不足額給付	1, 880, 610千円
②事務経費	539, 161千円

特定財源（重点支援地方交付金） 2, 137, 908千円

(内訳) ①不足額給付	1, 880, 610千円
②事務経費	257, 298千円

(3, 000円×85, 766人：上限額)

5 今後のスケジュール（予定）

(1) 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金

令和7年2月上旬 コールセンター開設

3月 対象世帯へプッシュはがきの送付

4月 プッシュはがきの対象世帯へ支給

	対象世帯へ確認書兼申請書送付
5月中旬以降	対象世帯へ順次支給開始
6月末日	支給決定期限
8月末日	コールセンター閉鎖
9月	実績報告

(2) 不足額給付

令和7年2月 令和7年第2回臨時会へ補正予算案提案

※国から事務処理基準日等を示す通知が発出され次第速やかに事務を進める。

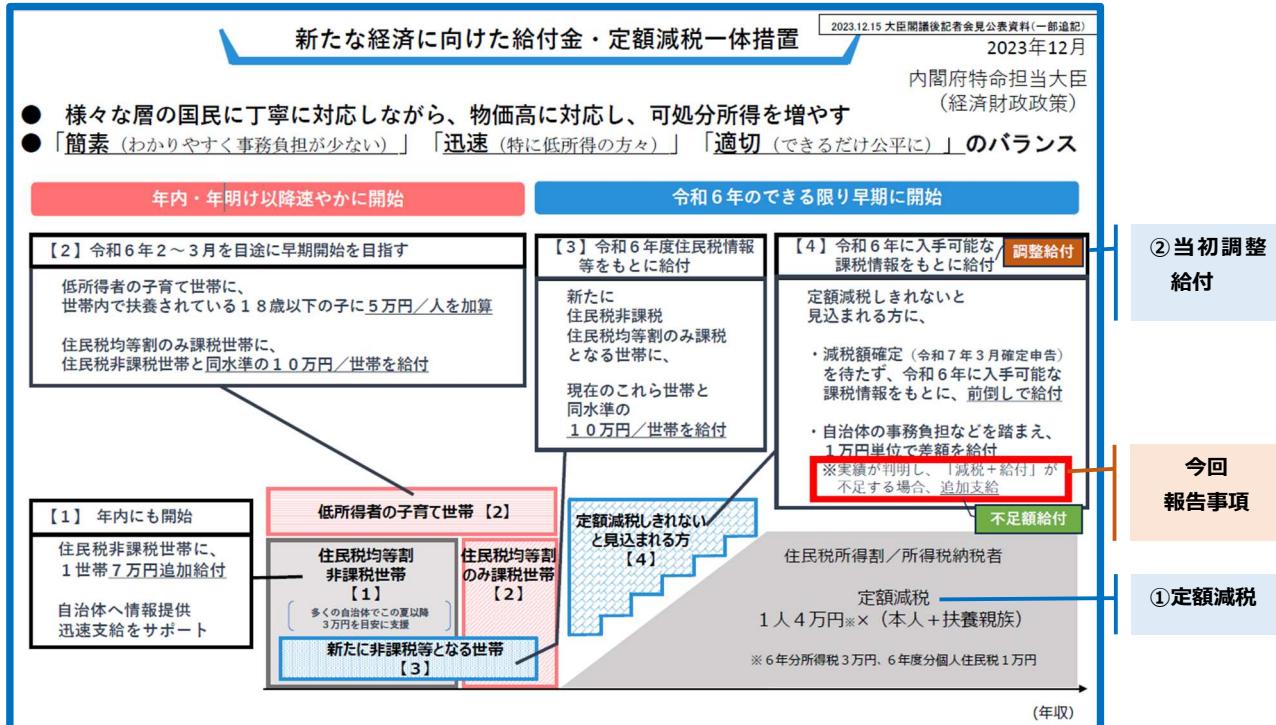
6 その他

区民への周知については、詳細が決まり次第、区のおしらせ・ホームページ・LINE等で実施する。

定額減税を補足する給付金（不足額給付）にかかる補足資料

«国の示す新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置»

※令和6年12月17日付 内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室内閣府地方創生推進室
「低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）概要資料（12/17時点版）」より抜粋



① 定額減税とは

令和6年度税制改正により、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割額から、納税義務者及び同一生計配偶者又は扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）1人につき4万円（※）の減税を実施するもの。

（※）4万円の内訳

令和6年分所得税から3万円

令和6年度住民税所得割額から1万円

«以下に該当する場合は対象外»

所得税

- ・令和6年分所得税がかからない方
- ・非居住者
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方

住民税

- ・令和6年度住民税所得割がかからない方
- ・令和6年度の住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方

② 当初調整給付とは

定額減税しきれないと見込まれる方に対し、減税額確定を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、当該定額減税しきれないと見込まれる額を1万円単位に切り上げて、前倒しで支給するもの。

支給金額は（ア）+（イ）の合算額を1万円単位で切り上げた額

（ア）所得税分定額減税可能額（3万円×減税対象人数）－令和6年分推計所得税額（※）

（イ）住民税所得割分減税可能額（1万円×減税対象人数）－令和6年度分個人住民税所得割額

（※）「令和6年分推計所得税額」は、区が令和6年度住民税の算定に用いる課税資料の情報（令和6年6月10日時点）をもとに、国が示す「調整給付のための算定ツール」を使って推計した額

«以下に該当する場合は対象外»

- ・令和6年分推計所得税と令和6年度分個人住民税所得割がどちらも0円の方
- ・合計所得金額が1,805万円を超える方